

国立ハンセン病療養所の職員削減を行わず医療・看護・介護・福祉の充実を求める意見書

強制隔離を骨格とする人権侵害の「らい予防法」は平成8年に廃止され、平成21年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「ハンセン病問題基本法」という。）」が施行された。

ハンセン病問題基本法はその基本理念において、ハンセン病問題に関する施策は、国の隔離政策による被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならないとしており、第7条では「国は国立ハンセン病療養所において、入所者に対して、必要な療養を行うものとする」、第11条では「国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」としている。

入所者の平均年齢は82歳を超え、高齢化、障害の重度・重複化に対応した医療・看護・介護・福祉体制の強化は喫緊の課題となっている。しかし、ハンセン病療養所の医療・看護・介護・福祉の体制は、国家公務員の定員削減計画によって連年にわたって職員が削減され続けてきたことによって、入所者の療養所生活に深刻な事態を及ぼす状況に陥っている。

平成21年7月9日に衆議院、平成22年5月21日には参議院で「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が全会一致で決議された。

国は、ハンセン病療養所入所者に十分な医療・生活を最後まで保障する責任がある。そして、その責任を果たすためには、職員削減に歯止めをかけるとともに増員が絶対的に必要である。

よって、入所者の療養所生活・生存権をも脅かす国家公務員の定員削減、欠員不補充、新規採用抑制等の施策からハンセン病療養所を除外し、ハンセン病問題を真に解決し、国会決議に基づいて入所者の医療・生活権が最後の一人まで保障されるよう以下の事項を強く要望する。

記

- 1 国家公務員の定員削減計画の対象から国立ハンセン病療養所職員を除外すること。
- 2 国立ハンセン病療養所の賃金職員の早期定員化に向けての長期計画を策定すること。
- 3 国立ハンセン病療養所の医師・看護師、介護員ほか行政職（二）職員の充足・増員を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月4日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿
厚生労働大臣